

農業振興地域整備計画制度

目的

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること

仕組み

「農業振興地域の整備に関する法律」

(1)「農用地等の確保に関する基本指針」

農林水産大臣が策定



(2)「農業振興地域整備基本方針」

愛知県知事が策定

農業振興地域（市内約1,125ha）



(3)「農業振興地域整備計画」

市町村が策定

地域指定年度	昭和47年度（県知事）
計画策定年度	昭和49年度（市）
計画見直し年度	昭和55年度、62年度、 平成9年度、18年度、26年度、 令和7年度

農業振興地域整備計画

農業振興のための各種施策を計画的に実施するように10年先を見据え策定。

●農業振興地域整備計画で定めるべき事項

- ・農用地利用計画
- ・農業生産基盤の整備開発計画
- ・農用地等の保全計画
- ・規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画
- ・農業近代化施設の整備計画
- ・農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画
- ・農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・生活環境施設の整備計画
- ・必要に応じて、森林整備その他林業の振興との関連に関する事項

農業振興地域整備計画制度

農用地利用計画

「集团的農用地」などの優良な農地の確保・保全をするために、農業上の利用を図るべき区域として農用地区域を設定し、その区域にある土地の農業上の用途区分を定める。

【１】用途区分の例

- ・ 農地
- ・ 農業用施設用地 等

【２】農用地区域として設定すべき土地

- ① 10ha以上の集团的農用地
- ② 農業生産基盤整備事業の対象地
- ③ 土地改良施設用地
- ④ 農業用施設用地
(2ha以上又は①・②に隣接するもの)
- ⑤ 地域計画の達成及びその他農業振興を図るために必要な土地

農用地区域（約411ha）